

社会福祉施設等における新型コロナ（COVID-19）

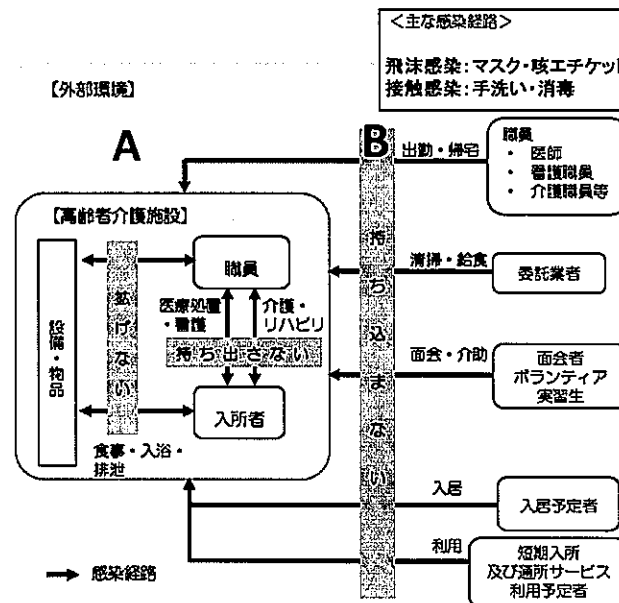
感染予防対策のお願い

第1版

2020年3月20日

厚木医師会会長 馬嶋順子
 公衆衛生担当理事 内山順造

神奈川県や兵庫県等で社会福祉施設内における新型コロナウイルスの集団感染が発生しております。社会福祉施設内は、共同生活の場でもあるため、食堂、トイレ、入浴設備の共有、居住空間の近接等、一度感染者が発生すると、集団感染に発展する危険性が高いと考えられます。また、高齢者福祉施設では、高齢者でかつ基礎疾患を持つ方が多く、重症例が多発する可能性があります。厚労省では2月24日と3月11日に社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について地方自治体に通達しておりますが、厚木医師会管内の各施設ではまだ対応に格差があるように思われます。ここに厚労省通達の重要点を要約いたしますので、各福祉施設での御対応、医師会会員おきましては御助言、ご指導のほどお願い致します。



社会福祉施設における感染対策（3月11日厚労省通達より改変）

A:施設内での風邪症状を早く発見し感染を広げない

利用者への対応

- ① 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を持つ利用者が、37.5 度以上又は呼吸器症状が 2 日以上続いた場合には、「帰国者・接触者相談センター」（Tel.046-224-1111）あるいは、施設主治医に連絡し指示を受ける。
- ② これ以外の者は 37.5 度以上又は呼吸器症状が 4 日以上続いた場合に連絡し指示を受ける。
- ③ 上記症状を呈する利用者は原則個室に移す。
個室が足りない場合は同じ症状の人を同室にする。
- ④ ケアする職員はサージカルマスクを使用し、症状ある利用者が部屋を出るときはマスクを着用、可能な限り症状のある利用者とならぬ利用者を担当する職員を分ける。
- ⑤ ドアノブ、手すり、トイレのフタ等、複数の利用者が触る部位は、一日 2 回は消毒する。（消毒液が無い場合は、家庭用塩素系漂白剤 2 キャップ+500ml 水道水で代用可）
- ⑥ 定期的な室内換気を行う。

B:施設内に感染症を持ち込まない

職員等への対応

- ① 職員は出勤前に体温測定し、発熱および風邪症状があれば、出勤せず、症状が改善するまで自宅待機とする。
- ② ボランティア等の不要不急の入所は避け、入所する場合は職員と同様の対応を行う。
- ③ 面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましいが、入室する場合は、体温を測定し、職員と同様の対応を行う。
- ④ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合は、体温を測定し、職員と同様の対応を行う。
- ⑤ 職員を含め、施設内に立ち入るものはマスクの着用を含む咳エチケットや作業ごとの手洗いの励行を行う。
- ⑥ 流行地からの帰国者および感染者との濃厚接触者は 2 週間自宅待機の上、症状が出現すれば、相談センターに連絡する勤務再会に際しては施設主治医の確認が望ましい。

以上、厚労省通達の重要点を具体化しまとめましたので御対応の程、よろしくお願い致します。